

## 水道料金改定に関する市民説明会

水道料金の増額改定（令和5年7月請求分から）にあたって、市民説明会を実施しました。水道事業の置かれている現状や将来の予測等を含めて料金改定の必要性について説明しました。

### 1 開催日時等

第1回	日 時	令和5年2月14日（火）19時から
	場 所	市民センター波賀
	参加人数	17名
第2回	日 時	令和5年2月16日（木）19時から
	場 所	いちのびあ
	参加人数	27名
第3回	日 時	令和5年2月20日（月）19時から
	場 所	ライブリーちくさ
	参加人数	16名
第4回	日 時	令和5年2月22日（水）19時から
	場 所	宍粟防災センター
	参加人数	44名

### 2 主な意見

主な意見	市の回答
費用削減の中で、職員数も減っているが、安定的な水の供給に影響はないのか。	現在、全ての水道施設の運転管理業務は委託して行っていますので、影響はありません。
平成26年度に旧簡易水道事業を統合したから、料金改定が必要となっているのではないか。	旧簡易水道事業を統合した際に料金改定を行い、市内の水道料金を統一しました。その後、国の制度変更による補助金収入の減少や、物価高騰などの影響もあり経営状況が悪化しているため料金改定を実施するものです。 平成26年度には旧山崎町の料金は減額しましたが、今回の料金改定によって平成25年度以前と同程度となります。 したがって、今回の料金改定については、社会情勢による経営状況の悪化に対応するためのものであり、旧簡易水道事業を統合したことが原因ではありません。
料金の滞納状況はどうなっているのか。	令和3年度分については、令和4年5月時点で99.3%は納付いただいています。 滞納が続く場合には給水停止処分も行っていきますが、生活困窮となる場合もあることから、それぞれの状況に配慮しながら、滞納額が増えないように交渉を進めています。

主な意見	市の回答
<p>料金改定を決定する前に市民説明会を行うべきではないのか。また、市民の意見を聞くべきではないのか。</p>	<p>市民の意見を聴取する外部機関として、市民の代表で構成される、宍粟市水道事業経営審議会と、宍粟市公共料金審議会を設置しております。</p> <p>平成30年度に、宍粟市水道事業経営審議会において、水道事業の経営の状況や将来の予測から、料金改定が必要であるとの提言を頂き、市内部で議論を進めてきました。</p> <p>また令和3年度には、宍粟市公共料金審議会に対して料金改定案を諮り、答申を頂いたところです。</p> <p>両審議会の審議事項や提言および答申は市ホームページに掲載しています。</p> <p>これらの提言や答申を参考にして、市として料金改定の実施について政策決定し、議会の議決を受けました。正式な決定が得られたことから、今回の市民説明会を行っているものです。</p>
<p>水道の利用者は市民全体であるため、料金を改定するのではなく、税金を投入すべきではないか。</p>	<p>水道事業は、公営企業として独立採算を原則として経営していますが、国の通知に基づいて、現在でも一般会計から水道会計に対して、繰出金として税金を投入しています。年度にもよりますが、年間4億円程度の税金を投入している状況です。この一部については、国から交付税措置されています。</p> <p>料金改定を避けるために、追加で繰出金を投入する場合には、すべて市の負担となりますので、市が実施している他の事業を縮小、または廃止して財源を確保しなければなりません。</p> <p>この状況下で、安定的な追加繰出を継続的に行うことは困難であることから、水道料金を改定することで、水道事業の安定化を図ることとしました。</p> <p>なお、急激な料金改定による市民負担を緩和するため、段階的に増額しますが、この減収分については、一般会計から補てんします。</p>
<p>料金改定によって水道事業の経営がどうなるのか。また、長期計画は立てているのか。</p>	<p>現在の料金水準では、資金減少により令和6年度には経営の維持が困難な状況となる恐れがありますが、料金改定を実施することで、資金の減少に歯止めをかけることができます。</p> <p>説明資料ではお示ししておりませんが、令和23年度までの長期の収支計画を立てており、宍粟市水道ビジョンに掲載しています。</p>